

配合飼料価格安定制度における輸入原料価格及び補填金について

＜令和8年度第1四半期(4－6月期)＞

○通常補填及び異常補填に係る輸入原料価格及び限度額

(円/トン)

	平均 輸入原料価格 (P)	基準 輸入原料価格 (Ps)	差額 (P－Ps)	通常補填単価	異常補填単価
	令和8年4月～6月	令和7年4月～ 令和8年3月			
令和8年度 第1四半期 (4－6月期)	45,920	42,928	2,992	2,950	0

(参考)補填金の限度額

- 平均輸入原料価格(P)が基準輸入原料価格(Ps)を超える場合に、上回った額を限度(総補填額)として、補填が発動。
- 平均輸入原料価格(P)が基準輸入原料価格(Ps)の115%を超える場合に、上回った額を限度として異常補填が発動。
- 異常補填が発動する場合、総補填額から異常補填額を差し引いた額が通常補填額。